

榛東村小規模契約希望者登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、榛東村が発注する小規模な工事及び修繕に関わる請負契約（以下「小規模契約」という。）のうち、榛東村競争入札資格審査申請による有資格者名簿に登録されていない村内業者の受注機会の拡大を図るため、契約を希望する者（以下「契約希望者」という。）の登録等に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる契約)

第2条 小規模契約の対象となる契約は、その内容が軽易かつ履行の確保が容易であると認められるものであって、当該契約予定金額が200万円未満（工事以外にあっては100万円未満）のものとする。

(登録できる者)

第3条 契約希望者として登録することができる者は、村内に主たる事業所又は住所を有している法人事業者又は個人事業者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 村税を滞納している者
- (2) 他の市町村に本店又は主たる事業所を置く者
- (3) 榛東村競争入札参加資格審査申請による有資格者名簿に登録されている者
- (4) 希望する小規模契約を履行するために必要な資格、免許等を有していない者
- (5) 成年後見人若しくは被補佐人又は破産者であって、復権を得ない者
- (6) その他法令の規定に違反するなどして、契約の相手方として適当でないと認められる者

(小規模契約の種類等)

第4条 小規模契約の種類及び主な契約の内容は、別表に掲げるとおりとする。

(登録申請の方法等)

第5条 契約希望者は、小規模契約希望者登録申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付し、村長に提出しなければならない。

(1) 法人事業者

- ア 全ての村税に関わる納税証明書（申請時点で発行から3箇月以内のもの）
- イ 商業登記簿謄本（申請時点で発行から3箇月以内のもの）
- ウ 印鑑証明書（申請時点で発行から3箇月以内のもの）
- エ 希望する小規模契約を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- オ その他村長が必要と認める書類

(2) 個人事業者

- ア 全ての村税に関わる納税証明書（申請時点で発行から3箇月以内のもの）
- イ 身分証明書（申請時点で発行から3箇月以内のもの）
- ウ 希望する小規模契約を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し
- エ その他村長が必要と認める書類

2 登録を希望する小規模契約の種類は、3以内とする。

3 登録申請は、随時受け付けるものとする。

4 登録の有効期間は、登録の日から西暦年における奇数年の3月31日までとし、以後2年ごとに申請に基づき登録するものとする。

(登録名簿への登録)

第6条 村長は、前条の規定により登録の申請があったときは、申請書類に基づき申請内容を確認し、小規模契約希望者登録名簿（以下「登録名簿」という。）に登録するものとする。

2 登録名簿は、公表するものとする。

（登録事項の変更等）

第7条 登録名簿に登録された契約希望者は、登録事項に変更があったときは小規模契約希望者登録事項変更届（別記様式第2号）を、事業を中止又は廃止したときは小規模契約希望者登録中止（廃止）届（別記様式第3号）を速やかに村長に提出しなければならない。

（登録者の取扱い）

第8条 契約を担当する各所属の長は、小規模契約に該当する業者の選定に際しては、登録名簿に登録された契約希望者に対し、積極的に見積書提出の機会を与えるよう努めるものとする。この場合において、前段の業者の選定に際しては、第3条第3号に規定する者の参入を妨げるものではない。

（不正行為等の禁止）

第9条 登録名簿に登録された契約希望者は、契約に関して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、刑法、その他関係法令に違反する行為を行ってはならないものとし、その履行に関して不正又は不誠実な行為等が認められた場合は、契約解除を含め登録名簿から抹消を行うものとする。

2 村長は、登録名簿から抹消をしたときは、小規模契約希望者登録抹消通知書（別記様式第4号）を通知するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表

小規模契約の種類	主な契約の内容
一般土木工事	土木工事等
建築工事	建築工事等
大工工事	大工修繕、造作修繕等
左官工事	左官修繕、モルタル修繕、吹付け修理等
屋根工事	屋根葺（鋼板、瓦葺等）修繕、雨樋修繕等
タイル、ブロック・石工事	タイル張り修繕、ブロック積修繕、石材修繕等
ガラス・サッシ工事	ガラス加工取付、サッシ、網戸等
建具工事	ふすま、障子、木製建具関係等
塗装工事	塗装
内装仕上工事	天井・壁・床上げ修繕、畳、カーテン、ブラインド等
板金工事	板金加工取付、修繕等
電気工事	構内電気設備修繕、照明設備修繕、放送設備修繕等
管工事	給排水設備修繕、給湯設備修繕、空調設備修繕、ガス設備等
消防施設工事	火災報知設備修繕等
備品	ソファ、椅子、その他備品の修繕
その他	その他村長が認める工事等

小規模契約希望者登録申請書

年 月 日

榛東村長 様

榛東村が発注する小規模契約について、契約希望者の登録をしたいので、榛東村小規模契約希望者登録要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

なお、ここに記載された事項が榛東村により公表されることに同意します。

記

申請者

住所又は所在地	〒	
商号又は名称	フリガナ	
代表者の職及び氏名	フリガナ	使用印鑑
電話番号		
FAX 番号		

注1 使用印鑑は、見積書、請書、請求書等に使用するものを押印してください。

注2 法人事業者の場合は、代表者印を使用してください。

注3 個人事業者の場合は、代表者の実印でなくても登録可能ですが、ゴム等の変形しやすい材質のものは避けてください。

登録を希望する小規模契約の種類（3種類以内）

番号	希望する小規模契約の種類	保有する資格、免許等	経験年数
1			
2			
3			

<添付書類>

- | | 法人 | 個人 |
|--|--------------------------|--------------------------|
| (1) 全ての村税に関わる納税証明書（申請時点で発行から3箇月以内のもの） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| (2) 商業登記簿謄本（申請時点で発行から3箇月以内のもの） | <input type="checkbox"/> | |
| (3) 印鑑証明書（申請時点で発行から3箇月以内のもの） | <input type="checkbox"/> | |
| (4) 身分証明書（申請時点で発行から3箇月以内のもの） | | <input type="checkbox"/> |
| (5) 希望する小規模契約を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| (6) その他村長が認める書類 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

小規模契約希望者登録事項変更届

年 月 日

榛東村長 様

申請者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者の職及び氏名 印

小規模契約希望者の登録事項に変更があったので、榛東村小規模契約希望者登録要綱第7条の規定により、下記のとおり届出ます。

なお、ここに記載された事項が榛東村により公表されることに同意します。

記

1 変更年月日 年 月 日

2 変更事項

該当	変更事項	変更前	変更後
	住所又は所在地		
	商号又は名称	フリガナ	フリガナ
	代表者の職及び氏名	フリガナ	フリガナ
	電話番号		
	FAX 番号		
	使用印鑑		
	その他の事項		

注1 変更届の申請者欄は、変更後の内容にて記入してください。

注2 変更事項の該当欄に○印を付け、変更前及び変更後の項目に記入してください。

注3 当初の登録申請に準じて、必要書類を添付してください。

別記様式第3号（第7条関係）

小規模契約希望者登録中止（廃止）届

年 月 日

榛東村長 様

申請者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者の職及び氏名 印

このたび、事業を中止（又は廃止）したので、榛東村小規模契約希望者登録要綱第7条の規定により、下記のとおり届出ます。

記

事業の中止（又は廃止）年月日 年 月 日

別記様式第4号（第9条関係）

小規模契約希望者登録抹消通知書

年 月 日

様

榛東村長

榛東村小規模契約希望者登録要綱第9条第1項の規定により、あなた（貴社）の小規模契約希望者登録を抹消しましたので、同条第2項の規定により通知します。

理由